## 問 高裁判決結果と行政反映はどのように

**答 裁判は継続中 答弁は控えたい**

横田孝穂議員

**【受益者負担金について】**

**問 住民訴訟の経過と行政反映は。**

**答** 平成28年2月長野地裁の判決は相手方の訴えがすべて退かれたその後地裁の判決のすべてを不服として同年3月に高裁に控訴し高裁でも、1審の地裁と同様に訴えをすべて退けるものでしたその後判決を不服として本年7月に最高裁へ上告され受益者負担金問題は行政に対する信用を大きく失墜させ、二度と問題を起こさないよう努め裁判が継続中でありそれ以上の答弁は控えたい。

**問 本年4月条例改正された状況は。**

**答** 受益者負担金と加入分担金を賦課する二通りの徴収方法があり加入分担金制度廃止し排水区域から除外した。

**問 改正したメリットは現れたのか。**

**答** 受益者負担金のみとなり解り易くなった。

**問 住民説明会では十分に理解されたと判断されたか。**

**答** 農業体験実習館（2月23日）は、村民7名・ウイング21会場（26日）は、村民9名の計16名参加で2会場で実施、その後行政ホームページへ条例改正の経過と説明会資料及び会議要旨の掲載、広報はくば等で村民への周知を図った。

**問 条例改正により決算上に表れないない時効額は。**

**答** 第6条第1項の廃止は、728万1千円・第11条の廃止は7，802万8，050円。

**問 個人・法人が支払った受益者負担金の最高額及び消滅時効、賦課替え、徴収猶予等で支払うとした場合の最高額はいか程か。**

**答** 納付された受益者負担金の最高額は、法人で1，763万9，300円、個人で502万8，000円。消滅時効、賦課替え、徴収猶予等の支払うとした場合の最高額は、法人で1，452万600円、個人で1，314万5，400円。

**問 住民訴訟に発展する間、平成23年・24年度決算認定において付帯決議されている指摘事項は、確実に履行しているか。**

**副村長** 徹底していないではないかと指摘もあるが事務処理は徹底しつつある。

## 問 新ゴミ処理施設の稼働は予定通りか

**答 来年3月には一部試験運転を開始**

**【新ゴミ焼却施設とリサイクルセンターについて】**

**問 新ゴミ処理施設の稼働開始については。**

**答** 全量受入れは8月を予定、それに向けたゴミ収集体制の整備にも努める。

**問 八方に建設予定のリサイクルセンター平成30年稼働延期との報道の経緯は。**

**答** 現在の清掃センター同一敷地を利用する計画で進めてきたが、登記上は89名の共有地で建設には支障はないと判断していた。しかし建設手続き上、登記名義人全員の承諾が必要となり、工事の着工を延期するものである。

問題解決までは既存施設を利用する